

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・全国保育協議会「公定価格試算システム」稼働開始～公定価格仮単価に基づく試算ができます～…………… 1
- ・子ども・子育て会議（第19回）、基準検討部会（第23回）合同会議が開催される……………7
- ・教育・保育施設等における重大事故の再発防止に関する検討会（第2回）が開催される……………9
- ・社会福祉法人の業務運営・財務運営の在り方について議論がすすむ～社会保障審議会福祉部会（第4回～第7回）～……………10
- ・毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です……………12
- ・「子ども・子育てフォーラム」の開催迫る～……………13
- ・全社協「平成26年度社会福祉トップセミナー」のご案内……………14
- ・保育所の「雇用管理改善」に関する調査が実施されます……………15

◆全国保育協議会「公定価格試算システム」稼働開始◆

～公定価格仮単価*に基づく試算ができます～

(*) 平成29年度に消費税増収額が満年度化した際の単価

全国保育協議会では、子ども・子育て支援新制度における「公定価格仮単価」に基づく保育事業種ごとの給付（収入）額を試算するシステムを作成し、全保協ホームページに公開しました。

既に、国の幼保連携推進室のホームページで『子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト（excel）』が公開されていますが、全保協版では、各項目を選択する際の考え方、各月の収入額と3月の収入額を分けての表示（毎年度、3月にのみ算定される加算があるため）、各項目の算定方法を明示するなど、公定価格の仕組

みを理解するための情報を付加しています。

公定価格試算システムのご利用は、全保協ホームページ・会員のコーナーからご利用いただけます。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/>

【公定価格試算システム ご利用の流れ】

①全保協ホームページで会員ログインをして、会員のコーナーから公定価格試算表示システムをクリック

<http://www.zenhokyo.gr.jp/>



* 会員ログインには、「ユーザ ID」と「パスワード」が必要です。ご不明な方は、下記を記入のうえ全保協事務局まで FAX・E-MAIL でお問い合わせください。

例) 件名: 全保協 ユーザ ID・パスワード問合せ

会員施設名

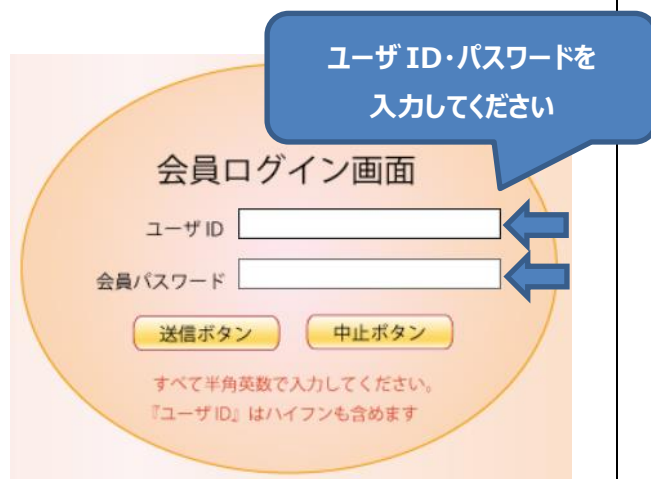
会員施設 TEL

会員施設 FAX

ご担当者名

[全保協事務局]

FAX: 03-3581-6509 zenhokyo@shakyo.or.jp



②会員のコーナー 「公定価格試算表示システム」をクリック

「公定価格試算表示システム」をクリック。

会員ログインがお済みでない場合、
「会員ログイン画面」に遷移します。

会員のコーナー	
公定価格試算表示システム	平成29年度に消費税増収額が満年度化した際の、「公定価格仮単価」として示されている内容に基づく試算はこちら。
制度・施策パンフレット	『「子ども・子育て支援新制度」対応に必要な課題等について』のダウンロードはこちらから。
全保協ニュース	全保協が提供している最新情報(ニュース)を閲覧できます。
会報ぜんぽきょう	内容がPDFファイル等で閲覧できます。
メール配信サービス	最新の情報を配信します。

③ 公定価格試算表示システム トップ画面が表示されます。「次へ」をクリックして進んでください。



[HOME\(全保協トップページに戻る\)](#) >> 公定価格試算表示システム

子ども・子育て支援新制度 公定価格試算表示システム

「次へ」をクリックして
進んでください。

全国保育協議会

次へ

現行と新制度移行後の収入比較をする際は、内閣府の示している[「比較試算方法チェックポイント」](#)をご参照ください。
公定価格の収入見込みと現行収入との比較試算方法チェックポイント(内閣府:平成26年8月11日事務連絡)

④ 試算をする事業類型を選択し、「次へ」をクリックしてください。



[HOME\(全保協トップページに戻る\)](#) >> [公定価格試算表示システム](#) >> 試算情報の選択と入力(1)

試算情報の選択と入力(1)

事業類型

事業類型を選択してください。

- ☒ 保育所(保育認定)【中心園(本園)】
- ☐ 保育所(保育認定)【分園】
- ☐ 認定こども園(幼保連携型、保育所型)【中心園(本園)】
- ☐ 認定こども園(幼保連携型、保育所型)【分園】
- ☐ 小規模保育事業A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)
- ☐ 小規模保育事業B型(A型・C型の中間型)
- ☐ 小規模保育事業C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)

[小規模保育事業の各類型の基準等は、こちらを参照ください。](#)

内閣府ホームページ掲載資料「子ども・子育て支援新制度について(平成26年8月)」より抜粋

事業類型を選択し、
「次へ」をクリックしてください。

次へ

⑤試算をする施設の、**基礎情報**、**加算部分 1**、**調整部分**、**加算部分 2**の各項目について、事業所の状況を入力または選択してください。



HOME(全保協トップページに戻る) >> 公定価格試算表示システム >> 試算情報の選択と入力(1) >> 試算情報の選択と入力(2)

試算情報の選択と入力(2)

保育所(保育認定)【中心園(本園)】の公定価格試算表示をします。

下記の **基礎情報**、**加算部分1**、**調整部分**、**加算部分2** の各項目について、事業所の状況を入力または選択し、画面下部の **公定価格試算結果を表示する** ボタンをクリックしてください。

基礎情報

●地域区分 都道府県 ▼ 市町村 ▼	試算する施設の所在する「都道府県」「市町村」を順に選択してください。「都道府県」を選択した後、所在する市町村がない場合は「その他」を選択してください。 ※施設の所在する地域によって、7つの地域区分に分かれます。 (18/100地域、15/100地域、12/100地域、10/100地域、6/100地域、3/100地域、その他地域)
●定員区分 本園の利用定員 ▼ 本園と分園をあわせた 全体の利用定員 ▼ ※分園がない場合は、本園と同じ定員区分を選択	施設の利用定員を選択してください。

それぞれの年齢区分について、保育標準時間認定及び保育短時間認定の利用子ども数(各月初日と3月初日の数)を入力してください。

⑥全ての項目を入力・選択したら、「公定価格試算結果を表示する」をクリックしてください。

* 未入力・未選択項目がある場合等は、エラーが表示されます。

●降灰除去費加算 ○有 ○無	「活動火山対策特別措置法」の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設(事業所)に対して加算が適用されます。 ※対応地域の詳細はこちら
●入所児童処遇特別加算 年間総雇用時間 ▼	高齢者等(※)を非常勤職員として雇用(年間総雇用時間が400時間以上)し、児童の処遇の向上を図る場合であって、以下の事業等のうちいずれかを実施する場合には加算が適用されます。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設(対象事業の詳細は今後検討) (※)高齢者(満60歳以上65歳未満の者)、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭等の母及び寡婦
●施設機能強化推進費加算 ○有 ○無	職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設(事業所)の、総合的な防災対策の充実強化等を行う施設で、以下の事業等のうち複数を実施する場合に加算が適用されます。なお、加算額は実際に防災対策等に要した費用を基に加算されます。(1施設(事業所)当たり15万円が上限) ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設
●小学校接続加算 ○有 ○無	小学校との接続を見通した教育課程その他の教育・保育内容を策定・実施し、実施結果を踏まえた、改善のための検討や研修等が行われている場合に加算を適用。 ※具体的な要件は今後示される予定です。
●栄養管理加算 ○有 ○無	栄養士を活用して給食を実施する場合に加算の対象。 なお、雇用形態は問わず、嘱託する場合も加算の対象。(調理員として栄養士を雇用している場合も含む。)
●第三者評価受審加算 ○有 ○無	「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン等」に沿って第三者評価を受審し、その結果をHP等で公表している場合に加算。

全ての項目を入力・選択して
「公定価格試算結果を表示する」
をクリックしてください。

公定価格試算結果を表示する

<< HOME(トップページに戻る)

⑦算定額が表示されました。

画面右上の、「試算結果の【全体】を印刷する」をクリックすると、試算結果がすべて印刷されます。



全国保育協議会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
〒100-8980 東京都千代田区豊が岡3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

[HOME\(全保協トップページに戻る\)](#) >> [公定価格試算表示システム](#) >> [試算情報の選択と入力\(1\)](#) >> [試算情報の選択と入力\(2\)](#) >> 算定額

算定額

下記が、入力された公定価格試算結果となります。

「試算結果の【全体】を印刷する」をクリックすると、試算結果がすべて印刷されます。


 試算結果の【全体】を印刷する


 試算結果の【概要】を表示する

公定価格試算結果(保育所(保育認定)【中心園(本園)】)

4月～2月の月額

3月の月額

年間見込額

8,805,280

×11ヶ月

+

9,320,080

=

106,178,160

円

●年齢別単価算出額(基本分単価+加算部分1・2+調整部分)

年齢区分	保育標準時間認定		保育短時間認定	
	各月初日	3月初日	各月初日	3月初日
5歳児	60,010	65,730	53,890	59,610
4歳児	60,010	65,730	53,890	59,610
3歳児	76,350	82,070	70,230	75,950
2歳児	128,800	134,520	122,680	128,400
1歳児	128,800	134,520	122,680	128,400
乳児	210,720	216,440	204,600	210,320

⑧画面右上の、「試算結果の【概要】を表示する」をクリックすると、試算の概要が表示されます。



全国保育協議会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
〒100-8980 東京都千代田区豊が岡3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

[HOME\(全保協トップページに戻る\)](#) >> [公定価格試算表示システム](#) >> [試算情報の選択と入力\(1\)](#) >> [試算情報の選択と入力\(2\)](#) >> 算定額

算定額

下記が、入力・選択した公定価格試算結果となります。

「試算結果の【概要】を表示する」をクリックすると、試算の概要（選択した各区分や加算項目の一覧含む）が表示されます。

試算結果の【全体】を印刷する


 試算結果の【概要】を表示する

公定価格試算結果(保育所(保育認定)【中心園(本園)】)

4月～2月の月額

3月の月額

年間見込額

8,805,280

×11ヶ月

+

9,320,080

=

106,178,160

円

●年齢別単価算出額(基本分単価+加算部分1・2+調整部分)

年齢区分	保育標準時間認定		保育短時間認定	
	各月初日	3月初日	各月初日	3月初日
5歳児	60,010	65,730	53,890	59,610
4歳児	60,010	65,730	53,890	59,610
3歳児	76,350	82,070	70,230	75,950
2歳児	128,800	134,520	122,680	128,400
1歳児	128,800	134,520	122,680	128,400
乳児	210,720	216,440	204,600	210,320

⑨試算の概要では、月額・年間見込額、年齢別単価算出額、各項目の算出額が表示されます。

1/1 ページ



算定額

概要が表示されました。

印刷する場合は、WEB ブラウザの
メニュー ファイル＞印刷 から出力してください。

公定価格試算結果(保育所(保育認定)【分園】)

4月～2月の月額		3月の月額		年間見込額
8,805,280	×11ヶ月	+	9,320,080	= 106,178,160 円

●年齢別単価算出額(基本分単価+加算部分1・2+調整部分)

年齢区分	保育標準時間認定		保育短時間認定	
	各月初日	3月初日	各月初日	3月初日
5歳児	60,010	65,730	53,890	59,610
4歳児	60,010	65,730	53,890	59,610
3歳児	76,350	82,070	70,230	75,950
2歳児	128,800	134,520	122,680	128,400
1歳児	128,800	134,520	122,680	128,400
乳児	210,720	216,440	204,600	210,320

公定価格試算結果の概要

基礎情報

- 地域区分 18/100地域
- 定員区分 【本園の利用定員】
81人から90人まで
【本園と分園をあわせた全体の利用定員】
81人から90人まで
- 加算率 15%
- 利用こども数

調整部分

No.	項目	算出額
1	常態的に土曜日に閉所する場合	詳細参照
2	定員を恒常的に超過する場合	-

加算部分2

No.	項目	算出額 (円)
1	主任保育士専任加算	3,170
2	療育支援加算	420
3	事務職員雇上費加算	580
4	冷暖房費加算	110
5	除雪費加算	0
6	障除除去費加算	0
7	入所児童処遇特別加算	0
8	施設機能強化推進費加算	1,660
9	小学校接続加算	1,070
10	栄養管理加算	1,330
11	第三者評価受審加算	1,660

加算部分1

No.	項目	算出額 (円)
1	基本分単価	詳細参照
2	処遇改善等加算	詳細参照
3	所長設置加算	6,390
4	3歳児配置改善加算	8,170
5	休日保育加算	3,110
6	夜間保育加算(2号)	0
7	夜間保育加算(3号)	0
8	減価償却費加算	0
9	賃借料加算	0

【お問い合わせ先】

全国保育協議会 事務局（全国社会福祉協議会 児童福祉部 内）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509 E-MAIL. zenhokyo@shakyo.or.jp

◆子ども・子育て会議（第 19 回）、基準検討部会（第 23 回）合同会議が開催される◆

去る 10 月 24 日（金）、国の「子ども・子育て会議（第 19 回）、基準検討部会（第 23 回）合同会議」が開催されました。

今回は、(1) 特例給付・特例地域型保育給付について、(2) 認定こども園に係る対応について、意見交換が行われました。

以下、議事概要を報告します。

（１）特例給付・特例地域型保育給付について

特例施設型給付費と特例地域型保育給付費（特例給付）について、緊急利用時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合など、本来であれば給付を支給できないものについて例外的に、市町村が必要と認める場合に給付することとされている。

この特例給付について、法律上規定された利用形態を整理すると、大きく 3 つに分けられることが示され、委員からは多くの賛同の声があった。

Ⅰ 緊急利用時の償還払い		
想定される 具体的な事例	・教育標準時間認定を受けた子どもについて、年度途中での引っ越しに伴う、市町村を異にする転園等の場合には、転入先の市町村で新たに認定を受ける必要があるが、市町村の認定事務が遅延するケース	
対応（案）	それぞれの「認定区分、施設・事業に応じた公定価格を基準として市町村が定めた額＊」から「認定区分に応じた利用者負担額」を控除した額を利用者に対して償還払い ＊ 通常、国基準の公定価格と異なる額とすることは想定されない。	
Ⅱ 本来の定員設定がない施設・事業を利用する場合		
想定される 具体的な事例	・教育標準時間認定を受けた子どもが、地域に幼稚園、認定こども園がない（又は定員に空きがない）ため、保育所を利用するケース（２・３号認定の利用定員の範囲内での受け入れが原則） ・保育認定を受けて、保育所を利用していた子どもが、保護者の就労状況等の変化により保育認定の際の要件に該当しなくなったが、５歳児など小学校就学までの円滑な移行に配慮することが必要なケース	
対応（案）	「幼稚園の１号認定の公定価格」から「１号認定の利用者負担額」を控除した額を支給（施設が法定代理受領） ※ その上で、通常のエデュケーション時間を超える利用については一時預かり事業（幼稚園型）により対応する。	

Ⅲ 離島その他の地域における取り扱い	
想定される 具体的な事例	・ 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である場合
対応（案）	「内閣総理大臣が定める額（事案ごとに個別に承認）を基準として市町村が定める額」から「認定区分に応じた利用者負担額」を控除した額を支給（事業者が法定代理受領） ※ 現行の「へき地保育事業」からの移行が想定されるが、〔中略〕できる限り「特定」施設・事業への移行を基本とし、その上でなお移行が困難な場合のセーフティネットとしての運用が必要。

(2) 認定こども園に係る対応について

大規模の認定こども園を中心に、正しい情報に基づき試算をしても、なお減収となる可能性がある問題について、収入が減少する要因として考えられる事項として、以下の３点が示された。

○現行幼保連携型認定こども園の施設長の人件費が一人分に減額

○現行の私学助成の水準や配分方法が、都道府県により大きく異なる中で、国が新制度により統一的に保障しようとする全国的水準には一定の限界があること

○質改善後の単価の場合は現行収入を上回るが、質改善前の単価の場合は下がる

また、政府から、当面の対応の基本方針として下記事項の検討ないし対応について、最大限努力することが示された。

1. 公定価格について、下記の各事項を早急に検討すべき課題と位置付ける。

具体的な対応案の詳細の内容については、予算編成過程で検討する。

①現に幼保連携型認定こども園を運営している施設が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費に係る経過措置

②少人数の１号定員を設定する認定こども園について、公平性の観点から、１号認定固有の加算項目に係る加算要件のあり方

③定員規模に応じた各種加算・加配要件等のあり方

2. 各都道府県等の地方自治体独自の助成内容に係る検討及び方針の早期公表等の要請（９月４日要請、１０月１日付事務連絡で改めて要請済）

基本方針では、施設長一人分の人件費しか認められていない点について、幼保連携型認定こども園では施設長の人件費補助の経過措置を講じることや、『チーム保育』を行うために追加配置した職員に対する人件費補助について、現在の定員 271 人以上の園は補助対象が一律

『4 人』とする現在の公定価格の仮単価を、より大規模園に配慮した加算要件へと見直すこと等が示された。

また内閣府および文部科学省は、私学助成について、現在都道府県が私立幼稚園に対して全国水準を上回る助成を行っている場合、私立幼稚園の新制度移行後も助成を継続するよう、各都道府県・指定都市・中核市へ要請を行い、今後も要請していく方針。

この基本方針について委員からは多くの賛同の声があがったが、それを実現するための財源不足を危惧する声もあった。

(3) その他

子ども・子育て支援新制度の財源について委員から「消費税が 8%に留まったら量の確保ができないばかりか質の改善もできなくなる」、「もし増税がなされなかったとしても、代替財源を絶対に確保してほしい」、「消費税が 10%になるならに関わらず、しっかりと子育て支援の財源は確保してほしい」、「消費増税がきちんとされるか不透明になってきているが、子ども・子育て支援新制度は増税分の一部から充てられる 7000 億円を前提としているもので、それができなくなったら子ども・子育て支援新制度は成り立たなくなる」等の意見があった。

次回は 11 月 10 日（月）に開催の予定です。

なお、子ども・子育て会議の資料については、下記の URL または「内閣府ホームページ＞共生社会政策トップ＞少子化対策／子ども・子育て支援新制度＞子ども・子育て会議」からご覧いただくことができます。会議の動画も掲載されておりますので、併せてご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

◆教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（第 2 回）が開催される◆

去る10月14日、教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（第2回）が開催され、（1）事故の具体的事例について（2）当面の検討課題について協議が行われました。

事故の具体的事例では、過去に愛知県内の保育所において発生した死亡事故についての報告が行われました。また、保育所等における重大事故の報告制度はあるものの必ずしも再発防止につながる形になっていない状況の中、当面の課題として、平成27年4月の新制度の施行に向け、再発防止に資する観点から議論行っていくことが示されました。具体的には、子ども・子育て会議（平成26年6月30日）において示された下記の論点および主な検討項目について、意見交換が行われました。

＜論点及び主な検討項目等 について＞ 論点	検討項目	検討例
論点 1 重大事故の情報の集約のあり方について	①集約（＝行政への報告）の範囲	・ 報告の対象となる施設・事業の範囲 ・ 報告の対象となる重大事故の範囲 ・ 報告の対象となる重大事故に関する情報の範囲（項目）
	②集約方法	・ 報告の集約先 ・ 報告様式
論点 2 集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方について	①その公表のあり方	・ 公表することとした場合のルール、方法
	②分析・フィードバックのあり方	・ 既に集約している情報を中心とするデータベース化 ・ 事故の発生防止（予防）のためのガイドライン
論点 3 事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方について	①事故の再発防止の事後的な検証のあり方	・ 再発防止のために必要な事後的な検証のあり方

なお、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」に関する資料は、下記の URL または「内閣府ホームページ＞共生社会政策トップ＞少子化対策／子ども・子育て支援新制度＞子ども・子育て会議」からご覧いただくことができます。

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html#kyouiku_hoiku

◆社会福祉法人の業務運営・財務運営の在り方について 議論がすすむ◆

～社会保障審議会福祉部会（第４回～第７回）～

社会保障審議会福祉部会は、本年７月４日にとりまとめられた国の「社会福祉法人の在り方検討委員会」の報告をうけて開催されているものです。年内を目途に検討がすすめられ、必要に応じて法制上の措置を講ずるものとされています。

８月２７日の第１回以降、毎週部会が開催され、１０月２０日までに７回にわたる検討がすすめられました。今号では、第４回～第７回の議事内容についてご報告します。

なお、第１回から第３回の議事内容は、会報『ぜんほきょう』１０月号（「国の動き」）をご参照ください。

第4回福祉部会【9月30日（火）】では、社会福祉法人の業務運営・財務運営の在り方についての協議が行われ、社会福祉法人の公益性を担保する財務規律を確立するために、①適正かつ公正な支出管理、②余裕財産の明確化、③福祉サービス・『地域公益活動』への再投下の仕組みを構築することが必要であるとの考え方が示され、論点として、社会福祉法人に適した財務規律の仕組みを構築することの必要性和、公益性を保ちながら余裕財産の計画的再投下を担保する仕組みづくりの必要性があげられました。

委員からは、適正かつ公正な支出管理のための外部監査の活用の有効性、余裕財産の明確化のための控除対象財産の考え方に関する慎重な精査の必要性等に係る意見が出されました。

第5回福祉部会【10月7日（火）】は、『地域公益活動』を中心に協議され、地域公益活動の定義や範囲、社会福祉事業・公益事業の関係性の整理、地域のニーズを把握する仕組みづくり、6月に閣議決定された規制改革実施計画における、社会福祉法人に対する社会貢献活動の実施の義務化との関係性、余裕財産の再投下計画の際の地域公益活動と福祉サービス（社会福祉事業・公益事業）の位置づけ等が論点としてあげられました。

地域公益活動については、すべての社会福祉法人に対して、直接支出を伴わないものも含む、多様な公益的取り組みの実施を求めるべきであるといった意見や、その公益性に照らし、他の経営主体に率先して取り組むべきであり、余裕財産も地域公益活動に優先的に投下するべきであるといった意見、地域貢献活動の実施に当たっては、把握した地域の福祉ニーズをもとに、行政の関与の下、地域における適切な資源配分を考慮した「再投下計画」に基づき、実効性を担保すべきだといった意見が出されました。

第6回福祉部会【10月16日（木）】では、『社会福祉法人の余裕財産の明確化』と『再投下計画の枠組み』を中心に協議されました。

配布資料では、社会福祉法人の余裕財産として、④すべての財産（基本金及び国庫補助等特別積立金を除く）を対象に、⑩事業継続に必要な財産（控除対象財産）と余裕財産を区分し、余裕財産を⑪再投下対象財産として位置づけることとされています。

そのうえで、再投下計画の枠組みとして、初年度は、年度末までに決算見込みに基づく再投下計画を策定し、所轄庁の再投下計画の承認により、計画的再投下対象財産を投下して事業を実施、次年度以降は、実績に基づく再投下計画の更新を所轄庁に届け出、所轄庁の指導・監督のもと、再投下財産の投下により事業継続していく枠組みが描かれています。

計画の内容は、事業の内容、実施期間（年次計画を含む）、計画全体に係る投資総額及び内訳、各年度の積立額及び支出額等を、個別の再投下事業ごとに記載してまとめることとされています。

第7回福祉部会【10月20日（月）】では、社会福祉法人の『地域公益活動』の位置づけや責務について協議が行われました。

配付資料では、『社会福祉法人が責務として担う「地域公益活動」は、社会福祉を目的とし、地域におけるニーズがあり、公的制度による給付の対象となっていない事業又は活動であり、社会福祉法に規定する社会福祉事業又は公益事業に包摂される。また、地域公益活動に係る責務については、①社会福祉法人の責務として法律上位置付ける ②実施状況を公表することを法律上明記する ③再投下対象財産を保有する法人は、必ず、当該財産を活用した「地域公益活動」を計画的に実施する。その上でさらに再投下可能な財産がある場合には、これを「地域公益活動」以外の社会福祉事業又は公益事業により供給される福祉サービスの充実に計画的に投下する』との考え方が示されました。

委員からは、一部でも公的な給付が入っている場合に地域公益活動の対象としないこととみなすことは、福祉サービスの充実の観点から疑問がある、実施が義務化されているものでも公的給付の入らない事業もあり、地域公益活動の整理が必要ではないか等の意見が出されました。

次回（第8回）は、法人間連携や行政の関与を論点として、11月10日（月）に開催される予定です。

当日の資料は下記のURL、または、「厚生労働省ホームページ＞政策について＞審議会・研究会等＞社会保障審議会（福祉部会）」からご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126700>

◆毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です◆

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、「児童虐待防止推進月間」実施要綱を定め、民間団体や行政機関など関係者の積極的な参加のもと、児童虐待防止のための各種取り組みを全国的に実施しています。毎年、本会に対し児童虐待防止の趣旨の周知、広報・啓発等への協力依頼があり、都道府県・指定都市保育組織会長あてに、実施要綱および啓発のポスターを送付（平成26年10月22日付文書）しております。

また、国においては「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in わかやま」を開催し、児童虐待問題に関する社会的関心を喚起することとしております。

「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in わかやま」

○主催 厚生労働省

○開催日時 平成26年11月24日（月）10：00～15：40

○会場	和歌山県民文化会館
○参加費	無料
○HP	http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000059173.html

なお、全国社会福祉協議会が中心となって、昨年度の「推進月間」を中心に展開した「児童虐待防止に向けた行動方針」（本会も参画する全社協の「新たな子ども家庭福祉の推進基盤の形成に向けた取り組みに関する検討委員会」が策定）（別紙参照）については、本年度も同様の取り組みを進めることとしておりますので、会員保育所への周知等についてご協力をお願いします。

◆「子ども・子育て全国フォーラム」開催迫る◆

全国社会福祉協議会は、子ども・子育て関係者が多数集い、今後、全国あらゆる地域において、子どもの育ちを支えるための身近なプラットフォームを構築していくために何が必要かについて意見を交換し、考え合い、方向性を見出すことを目的に、「子ども・子育て全国フォーラム みんなで取り組む地域の基盤づくり」を開催いたします。開催期日間近となっていますが、定員に多少余裕がありますのでご参加をご希望される方はお早めにお申し込みください。

詳細は、下記および全国社会福祉協議会ホームページをご参照ください。

全国社会福祉協議会ホームページ <http://www.shakyo.or.jp/>

【「子ども・子育て全国フォーラム」の概要】

1. 日 時 平成 26 年 11 月 7 日（金）10：30～15：40
2. 会 場 「全社協・灘尾ホール」（〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2）
3. 対象者 全国の児童福祉施設関係者、社会福祉協議会関係者、子ども・子育てに関心のある方等
4. 参加費 2,000 円（税込）※資料代
5. 内 容
 - プログラムⅠ 基調講演
「子どもの育ちを支える新たなプラットフォーム～みんなで取り組む地域の基盤づくり」
柏女 霊峰 氏（淑徳大学教授、全社協/新たな子ども家庭福祉の推進基盤の形成に向けた取り組みに関する検討委員会委員長）
 - プログラムⅡ シンポジウム
「子どもの育ちを地域で支えるためのプラットフォームづくりとは」
〈コーディネーター〉柏女 霊峰 氏
〈シンポジスト〉
芹澤 出 氏（全国母子生活支援協議会 制度施策委員長／母子生活支援施設野菊荘施

設長)

加藤 正仁 氏 (全国児童発達支援協議会会長／うめだ・あけぼの学園園長)

横尾 三代子 氏 (新潟市社会福祉協議会地域福祉課 こども家庭事業推進係長)

浦田 愛 氏 (文京区社会福祉協議会地域福祉コーディネーター)

松田 妙子 氏 (NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会理事／せたがや子育てネット代表理事)

山崎 友記子 氏 (毎日新聞社生活報道部副部長)

＜お問い合わせ先＞ 全国社会福祉協議会 児童福祉部 担当：熊谷、今井、岡田、影山
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL. 03-3581-6503／FAX. 03-3581-6509

◆全社協「平成 26 年度社会福祉トップセミナー」のご案内◆

社会福祉法人制度に対するさまざまな指摘が提起される一方で、格差、貧困、不安定就労、社会的孤立等の生活課題が社会全体に広がり、社会福祉関係者には質の高い専門性のある福祉サービスの提供はもとより、主体的に制度の狭間にあるこうした喫緊の課題に取り組んでいくことが必要とされています。

こうした情勢を踏まえて全国社会福祉協議会は、21 世紀時代の地域コミュニティを創造するために、社会福祉法人組織が果たすべき役割や社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等福祉関係者がなすべき実践と協働について提起し、今後の社会福祉法人組織の果敢なる挑戦を関係者に提示することを目的として、セミナーを開催するものです。

是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

【開催概要】

1. 日 程：平成 26 年 12 月 2 日（火）～3 日（水）
2. 会 場：全社協灘尾ホール（東京都千代田区霞が関 新霞が関ビル LB 階）
3. 定 員：200 名
4. 対 象：社会福祉法人・福祉施設の役員・幹部職員、都道府県・指定都市・市区町村行政幹部職員等
5. 参加費：15,000 円（1 名につき）
6. 参加申込受付・締切：先着順・平成 26 年 11 月 18 日（火）必着
7. プログラム：
〔第 1 日目／12 月 2 日（火）〕13：00～17：00
○ 開会挨拶 全国社会福祉協議会副会長 高井 康行

- 基調講演 『社会保障制度改革の動向と社会福祉をめぐる諸課題』
村木 厚子 氏（厚生労働事務次官）
- 特別講演 『危機の時代を打開する新しい社会のビジョン』
神野 直彦 氏（東京大学名誉教授、社会保障制度改革推進会議委員、地方財政審議会会長）
- 講演 『社会福祉制度改革と社会福祉法人の存在意義・役割を問う』
宮武 剛 氏（目白大学大学院客員教授）

〔第2日目／12月3日(水)〕9：30～12：30

- シンポジウム『地域コミュニティにおける社会福祉法人組織の連携・協働による公益的取組の実践展開』
〈コーディネーター〉河 幹夫 氏（神奈川県立保健福祉大学教授）
〈シンポジスト〉
奥田 益弘 氏（社会福祉法人みささぎ会理事長、大阪府社会福祉協議会社会貢献事業推進委員会委員長）
早崎 正人 氏（社会福祉法人大垣市社会福祉協議会事務局長）
迫田 朋子 氏（NHK制作局第1制作センター文化・福祉番組部エグゼクティブ・ディレクター）
後藤 浩二 氏（スーパの会世話人）

※ 開催要綱・申込書は以下の全国社会福祉協議会ホームページよりご覧ください。

http://www.shakyo.or.jp/news/top_seminar_20140930.pdf

〔セミナーの内容等に関するお問い合わせ先〕

全国社会福祉協議会 政策企画部 広報室

Tel：03-3581-7889 Fax:03-3580-5721

◆保育所の「雇用管理改善」に関する調査が実施されます◆

厚生労働省では、保育所の雇用管理改善に関する調査研究として、私営保育所を対象に調査を実施しています。この調査研究は、「待機児童解消加速化プラン」の柱の一つである保育士確保においては、新たな保育士の育成・就業支援や潜在保育士の復帰支援とともに、保育士の就業継続や働く職場の環境改善のための支援も重要であることから、私営保育所に対し保育士の採用・退職状況について調査（抽出調査）および当該保育所に勤務する保育士に対して、職場環境に関するアンケート調査を実施するものです。

【調査の概要】

1. 私営保育所の約半数に対し、郵送によるアンケート調査を実施（抽出調査）

2. 上記1の保育所に勤務する保育士（10名程度）に対し、当該施設を通じたアンケート調査を実施
3. 1及び2による調査結果を踏まえ、20か所程度の保育所に対する訪問による聞き取り調査を実施
4. これらの調査結果により、好事例集及び雇用管理マニュアルを作成

【調査実施スケジュール】

10月～11月 保育所及び保育士へのアンケート調査の実施

12月～ 1月 保育所への訪問調査の実施

1月～ 2月 アンケート調査・訪問調査の結果を踏まえた、好事例集・雇用管理マニュアルの作成

【調査研究の委託先】

楽天リサーチ株式会社

私営保育所の約半数が調査対象となっていますので、会員保育所への周知および調査票が届いた際にはご協力いただきたく、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。